

参 考 資 料

関係閣僚会議の経緯

- 10月9日 「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」設置
- 10月25日 第1回「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」開催
- 自衛官の処遇等をめぐる現状と課題について議論
 - 総理より、副議長たる防衛大臣を中心に、関係省庁が連携して取り組むべき方策の方向性と、令和7年度予算に計上すべき項目を年内に取りまとめるよう指示
- 11月8日 第2回「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」開催
- 年内に取りまとめる文書の策定に向け、検討の方向性について議論
- 11月26日 第3回「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」開催
- ①任期制士確保のための方策、②再就職先の拡充、③公的資格の取得の促進のテーマに絞って議論
- 12月20日 第4回「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」開催
- 今後取り組むべき具体的な方策として「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」を決定

自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針

- 戦後最も厳しい安全保障環境に対応した防衛力の抜本的強化のためには、自衛官の確保が至上命題
- 自衛官の定員割れが続く中、防衛省・自衛隊として強い危機感を持ち、個々人のやりがいと働きやすさを大切にし、働きがいを向上させる組織にしていける必要がある
- それでも、自衛官は身をもって我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという特殊性から、様々な負担や制約から逃れることはできない
- そのため、こうした特殊性が適切に評価され、自衛官が誇りと名誉を感じることでいける処遇を確立していくことが重要
- さらに、多くの自衛官が56歳で退職する中、再就職や再就職後の再就職・収入に不安を感じさせないようにすることが自衛官の確保にとっても重要な課題
- これらを踏まえ、関係閣僚が高い頻度で活発な議論を行った上で、「**自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針**」として、
 - 1 処遇改善
 - 2 生活・勤務環境の改善
 - 3 新たな生涯設計の確立
 - 4 その他の具体的な方策を進めていくことを決定
- 今後、**令和7年度予算案にも反映するとともに、法律・制度改正が必要なものについては速やかに検討**
- また、自衛官の採用、中途退職抑制、充足率向上等にいかに寄与しているかという観点から、**令和7年中に効果の検証**を行い、以後年に1回フォローアップを実施

自衛官の処遇改善

- 我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中で、防衛力の抜本的強化を真に実現するためには、**優れた自衛官を安定的に確保**する必要
- このため、自衛官が**誇りと名誉**を得ることができるような、**令和の時代に相応しい処遇を確立**する必要
- 上記を踏まえ、**過去に例のない30を超える手当等の新設・金額の引上げ等を講ずる**（手当等新設8、金額の引上げ等25）

① 給与面の処遇改善

- 自衛官の任務や勤務環境の特殊性に見合った給与とするため、現在実施している勤務実態調査の結果や、公平性・公正性を確保するための部外の専門家の意見を踏まえ、**自衛官の俸給表を令和10年度に改定**
- 自衛官の中でも特殊な業務に従事する者に対して、**手当を充実**
 - ・ 航空管制官に支給する手当（例：1尉：月額約2万9千円）、航空機整備員に支給する手当（月額1,200円）、主要な野外演習等に従事する隊員に支給する手当（月額1,400円）の新設
 - ・ 航空手当（例：戦闘機パイロットの1尉：月額2万9千円増の約26万5千円）、災害派遣等手当（月額540円増の2,160円）の引上げ、特殊作戦隊員手当等の支給範囲の拡大（陸海空自衛隊のサイバー専門部隊等）

③ 予備自衛官等の処遇改善

- 予備自衛官等に支給する**手当を引き上げる**（予備自手当：月額8千円増の約1万2千円）とともに、**勤続報奨金を拡充**（即応予備自：現行より9万5千円増の21万5千円、予備自：新たに7万円を支給）
- **予備自衛官等本人が事業主等である場合の支援**や、令和8年度中に国家公務員又は地方公務員が予備自衛官等の職を兼ねる場合においても訓練に参加しやすくするための制度を整備

② 士の確保等

- 特に採用が厳しい士の確保に向け、
 - ・ **新たな任期制士を創設し、令和8年度より自衛官候補生制度を廃止**
 - ・ 一般曹候補生又は自衛官候補生で入隊する者に**不慣れな営舎内生活等に対する給付金（指定場所生活調整金（仮称））を新設**（採用後6年間で120万円）
 - ・ 新たな任期制士の創設までの措置として、**自衛官任用一時金の引上げ**（現行より約12万円増の約34万円）
 - ・ **進学支援給付金の拡充**（任期満了後、在学期間中に即応予備自に任官した場合：現行より月額約24万5千円増の約53万6千円）や「自衛隊新卒」としての援護広報等の強化
- **自衛隊奨学生制度の更なる拡充**（学資金：現行より月額31万2千円増の96万円に引上げ）など、幅広い層から優秀な人材確保を推進するための施策を推進

④ 功績に相応しい叙勲等

- 自衛官に対する叙勲等の栄典は、長年にわたり任務に精励した功績をたたえ、誇りと名誉、国民からの尊敬を得るうえでも重要であり、**令和7年度中にこれまで生存者叙勲の受章機会のなかった者へも範囲を拡大**

生活・勤務環境の改善

- 自衛隊という組織全体のパフォーマンス向上には、**やりがいと働きやすさの双方を向上し**、自衛官一人ひとりが**働きがいを感じられる環境を構築**していくことが不可欠
- 一般社会の変化や将来の戦い方を見据え、**若い世代のライフスタイルに合った生活・勤務環境を構築**するとともに、**自衛隊の組織文化そのものについても改革を進めていく**

①組織文化の改革

- **現代に相応しいリーダーシップを身につけた自衛官を養成**
- 心理的安全性や**エンゲージメントの高い組織作り**を推進

②営舎内居室の個室化等

- 私生活との両立の観点から、**営舎内居室の個室化をスピード感をもって計画的に進め、早期完了**。営舎外に居住できる者の範囲の見直し

③艦艇乗組員の生活・勤務環境の改善

- **新型艦の居住区の魅力化や乗員待機所の拡充**

④宿舎環境の改善

- **宿舎の改修やPFIによる建替え等をスピード感をもって計画的に推進**
- **住宅設備の充実**及び生活の利便性と即応性との調和に留意した取組を推進

⑤通信環境の整備の推進

- **駐屯地・基地等の厚生棟及び生活隊舎の共用区画等における無線LAN環境の拡充**
- **令和9年度までに主要艦艇において、商用低軌道衛星通信網を活用し、インターネットの閲覧等を可能とする通信環境を構築**

⑥公共交通機関が少ない基地等アクセス改善

- **バスのチャーター便やカーシェアリングを拡充**

⑦仕事と育児・介護の両立、女性活躍推進

- **託児事業の充実**など、育児・介護との両立に不安を抱くことなく任務に専念できる環境を整備
- **女性用区画、女性用トイレ・浴場等の整備をスピード感をもって計画的に推進**

⑧被服・糧食及び健康管理体制の充実

- **被服等の整備・更新、定数の増加、仕様の改善**
- **糧食の魅力化、物価上昇に係る経費の適切な反映**
- **隊員の健康状態把握のための器材整備など健康管理体制の充実**

新たな生涯設計の確立

- 若年定年制で多くの自衛官が56歳で退職する中、**再就職や再就職後の再就職・収入に不安を感じさせないよう**にすることが自衛官の確保にとっても重要な課題
- 一般職公務員の60歳から65歳までの給与水準は、60歳時の約7割の水準に設定されているところ、**一般職公務員よりも若年で退職する自衛官の退職後の収入を確保し、引き上げ、自衛官が安んじて国防の任務に精励**することができる、これまで以上に**充実した生涯設計の確立**が必要
- **再就職支援の拡充、定年引上げ、若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ**等をあわせて検討していく必要

①知識・技能・経験を活かした再就職先の拡充等

- 円滑な再就職や再就職賃金の充実などを実現すべく、**関係省庁と防衛省が連携して幅広い業界や経済団体に働きかけ**を行い、退職自衛官の再就職先を拡充
- 警察、消防、海上保安等様々な**公的部門における退職自衛官の活用推進**
- 地方公共団体の防災・危機管理部門における退職自衛官の採用の拡大、安定的な雇用と処遇の確保に向け、**地域防災マネージャー制度について、財政措置を含め、その在り方について検討**
- 再就職に向けた**職業訓練の充実**
- 自衛官のキャリアパスを紹介する**動画の作成等、再就職先拡充のための広報強化**
- 海技士や航空整備士等の**公的資格を取得しやすくするためのプロセスの簡素化**
- **令和8年度中**に若年定年制自衛官が離職する際に実施している再就職の援助について、一定の要件の下、**65歳に至るまで、国がこれを援助するための制度を整備**
- 65歳までの再就職支援や若年定年退職者給付金の給付水準の引上げとあわせて、**令和10年度以降、一般隊員の定年を2歳程度引き上げること及び60歳定年職域を拡大**することに向けた検討の実施
- **令和7年度中**に自衛官の**再任用の対象**を定年退職後に**自衛官としての勤務から一旦離れた者にも拡大**

②若年定年退職後の国からの給付水準

- 再就職先の拡充及び再就職賃金の充実などを図りつつ、部外の専門家の意見を踏まえ、**令和8年度から施行**することを目指し、**若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ**を検討

③退職自衛官の部外力としての活用

- 自衛官の担うべき業務の整理を引き続き検討するとともに、**退職自衛官を中心とする法人・団体への業務の委託**などを含む、**部外力としての退職自衛官の活用**の在り方について検討

- 1～3のほか、自衛官として**質の高い人材を確保**するための取組や、自衛官の貢献に対する**国民の幅広い理解**を得るための取組等を強化
- また、基本方針に記載の具体的方策を継続的に推進するための**体制を整備**

①募集に関する地方公共団体との連携

- 防衛省としては、総務省と連携し、募集対象者情報を有するすべての市区町村から電子データ又は紙媒体の提供が得られることを目指すとともに、自衛官の確保の重要性に対する**地方公共団体の理解を促進し、連携を強化**

②自衛官等の採用推進のための広報・募集強化

- 募集対象者である**若年層**に対して、基本方針に定められた各方策の内容を含め、一層効果的に自衛隊の魅力を届けていけるよう、**SNS等の募集広報のデジタル化・オンライン化**を更に推進し、**地方協力本部の人的・物的な体制を充実**
- 既卒者等に対する募集のアプローチを強化するため、**本年11月にハローワークの活用を開始**。引き続き積極的に推進。

③コンプライアンス機能・監査機能の強化

- 自衛隊に対し、国民から多くの期待が寄せられる中、自衛隊がその能力を最大限に発揮し任務を遂行するためには、**国民の支持と信頼**を勝ち得ることが必要不可欠
- **コンプライアンス機能や監査機能等を継続的に強化**し、自衛隊と個々の隊員が、常に高い使命感と倫理観をもって任務に当たることを確保

④防衛・安全保障等に関する理解促進

- 防衛省・自衛隊の有する知見・経験を活かし、関係機関等における各種講座への講師派遣等を通じて、**防衛・安全保障や災害対応といった自衛隊の活動に対する国民の理解を促進**

⑤人的基盤の強化を担う室の設置

- 基本方針に記載の具体的方策を継続的に推進するとともに、防衛省・自衛隊における人的基盤の強化を図る観点から、**令和7年度に防衛省人事教育局に人的基盤の強化を担う室を設置し、省内における検討体制を充実**

主な具体的施策の今後の進め方（イメージ）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
処遇改善		自衛官の俸給表改定に関する 部外の専門家による検討	法案検討		俸給表の施行
	指定場所生活調整金（仮称） 新設に関する法案検討	不慣れな営舎内生活等に対する給付金（指定場所生活調整金（仮称））を支給			
	自衛官任用一時金引上げ に関する政令改正	自衛官任用一時金の引上げ			
	新たな任期制士の創設 に向けた法案検討	体制整備		新たな任期制士を採用（自衛官候補生制度を廃止）	
生活・勤務環境改善	マネジメント能力向上教育及びエンゲージメントサーベイの試行		試行を踏まえた改善	組織文化の改革を継続的に実施	
	既存隊舎の居室の個室化（陸はR7、海空はR10完了予定）				
	営舎外許可基準緩和 に向けた規則改正	営舎外許可基準の緩和			
	陸自駐屯地のすべての生活隊舎に無線LAN環境を整備				
	主要艦艇における通信環境を整備				
	女性用区画、女性用トイレ・浴場等の整備（R12までに女性自衛官の割合を12%に増加）				
新たな生涯設計の確立	関係省庁と防衛省が連携して幅広い業界や経済団体に働きかけることによる再就職先拡充				
	地方公共団体の防災・危機管理部門における退職自衛官の採用の拡大、安定的な雇用と処遇の確保				
	65歳に至るまでの再就職の援助を可能とするための制度整備			体制整備	援助開始
	R10年度以降の定年の引上げに向けた検討の実施				定年の引上げ
		若退金に関する 部外の専門家による検討	法案検討	若年定年退職者給付金の給付水準の引上げ	
	人的基盤の強化を担う室の設置		人的基盤の強化を担う室による施策の検証・フォローアップ		

8

令和7年度予算案における手当等の新設・拡充

○主な項目	○改善策の概要
1. 自衛官等の生活・勤務環境の特殊性等に関する処遇改善策	
<u>任期制士</u> の処遇改善	・自衛官候補生の2士任用時に支給する自衛官任用一時金の引上げ ・221,000円 → 344,000円
<u>士（任期制士・非任期制士）</u> の処遇改善	・不慣れな営舎内生活等の労苦を評価し、指定場所生活調整金(仮称)の新設 ・最大で120万円（採用日から6年間、1年経過する毎に20万円支給）
<u>予備自衛官等</u> の処遇改善	・予備自衛官手当：年額48,000円 → 147,600円 ・訓練招集手当（予備自衛官）：年5日間招集 年額40,500円 → 55,000円 ・勤続報奨金（即応予備自衛官）：120,000円 → 215,000円（1任期3年） ・予備自衛官等本人が事業主等である場合の支援
<u>転勤で長距離異動する自衛官</u> の処遇改善	・作戦環境等順応手当（仮称）の新設 - 日額1,300円（異動日から3年間） 【一例】月20日勤務の場合 月額26,000円（1,300円×20日）（年額約31万円増）
2. 自衛隊の任務の特殊性に関する処遇改善策	
<u>航空管制官</u> の処遇改善	・航空管制官手当（仮称）の新設 【一例】航空交通管制業務を行う1尉：月額約32,000円（年額約39万円増）
<u>航空機を運用・整備する隊員</u> の処遇改善	・航空機の乗員に支給する航空手当の引上げ 【一例】戦闘機パイロットの1尉：月額約257,000円 → 約289,000円（年額約39万円増） ・対領空侵犯措置等に対処する航空機の整備員の手当を新設 - 航空機整備作業等手当（仮称）：日額1,200円
<u>野外演習に従事する隊員</u> の処遇改善	・野外演習手当（仮称）の新設：日額1,400円
<u>災害現場等に派遣される隊員</u> の処遇改善	・災害派遣等手当の引上げ：日額1,620円 → 2,160円
<u>サイバー専門の部隊等の隊員</u> の処遇改善	・陸海空自衛隊のサイバー専門の部隊等にも特殊作戦隊員手当等を支給 【一例】1尉：月額約32,000円（年額約39万円増）
<u>過酷な任務に従事する隊員</u> の処遇改善	・特殊作戦群の隊員の特殊作戦隊員手当の引上げ 【一例】特殊作戦群の1尉：月額約159,000円 → 約209,000円（年額約60万円増） ・空挺団の隊員の落下傘隊員手当の引上げ 【一例】1尉：月額約97,000円 → 約106,000円（年額約11万円増） ・特別警備隊の隊員の特別警備隊員手当の引上げ 【一例】1尉：月額約159,000円 → 約209,000円（年額約60万円増）

士の人材確保のための処遇改善

- ◎ 令和7年度採用者※のうち、自衛官候補生には①指定場所生活調整金+②自衛官任用一時金の154.4万円、一般曹候補生には①指定場所生活調整金の120万円を支給（※）1については令和7年3月採用者を含む。
- ◎ 令和6年度以前採用者についても、一定の要件のもと①指定場所生活調整金を支給

①指定場所生活調整金

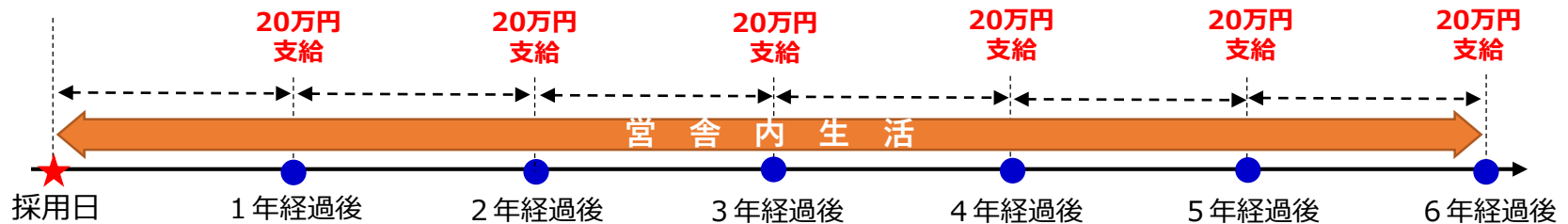
【120万円】

営舎内居住などの不慣れな生活を強いられる入隊直後の自衛官のモチベーションの維持・向上を目的とした政策的給付であり、士気が高く資質の優れた隊員への成長を期待するもの。

⇒ 自衛官候補生、一般曹候補生及び令和8年度以降の新たな任期制士に対し、最大で120万円支給する。

◇支給要領

自衛官候補生及び一般曹候補生として採用された者に対して、採用日から6年経過するまでの間、同日から1年経過するごとに20万円を支給（総額120万円）※



（※）1年の中で退職や営舎外居住が許可された場合、その年の分は不支給

②自衛官任用一時金の引上げ

【34.4万円】

自衛官候補生から自衛官（2士）に任官する際、自衛官として必要な資質の確保・向上がなされたことを報奨するとともに、その後の自衛官としての任期を全うすることを奨励するために設けられた政策的給付。

⇒ 今回の引上げにより、自衛官候補生の採用1年目の年収※は、一般曹候補生と同等となる。

（※）年収モデル（俸給及び賞与ベース）による試算

◇令和7年度改定額

【3か月後の自衛官（2士）任官時に支給】

○ 自衛官任用一時金 22.1万円 ➤ 34.4万円（+12.3万円）

予備自衛官等の処遇向上

全 般

- 予備自衛官及び即応予備自衛官に対する**各種手当の引上げ**
 - 予備自衛官：予備自衛官手当は約**37年**振り、訓練招集手当は約**30年**振りに引上げ（通常分）
 - 即応予備自衛官：平成9年度の制度導入後、**初の引上げ**
- **勤続報奨金の拡充**
 - 即応予備自衛官は引上げ（12万円→21.5万円）、**予備自衛官は新設**（7万円）
- 任期制自衛官を任期満了退職した者に対する**進学支援給付金の拡充**
 - 支給額の引上げ**（即応予備自衛官：29.1万円→53.58万円、予備自衛官：4.8万円→35.6万円）
 - 支給対象の拡大（大学→大学院、短大（専攻科）、高専（専攻科）、専門学校（4年制）を追加）

【処遇改善の概要】

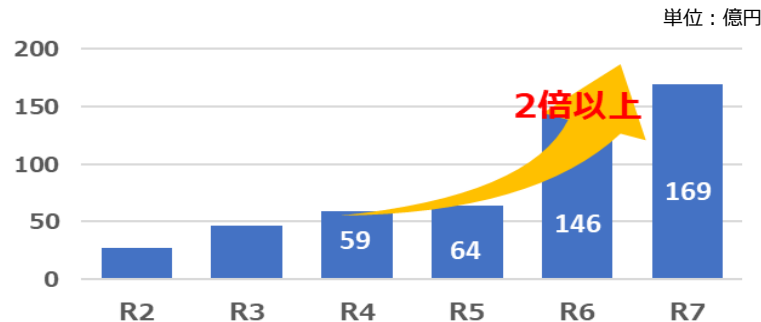
区分		現行	改定後	支給額の比較（現行→改定後）
予備自衛官	予備自衛官手当	4,000円／月 48,000円／年	12,300円／月 147,600円／年	1 任期あたり 約27万円 → 約 68 万円
	訓練招集手当	8,100円／日 40,500円／5日	11,000円／日 55,000円／5日	
	訓練招集手当 （即自任官）	8,300円／日	13,200円／日	1 年あたり 約9万円 → 約 23 万円
	勤続報奨金	—	70,000円／3年 約23,300円／年	
即応予備自衛官	即応予備自衛官手当	16,000円／月 192,000円／年	18,500円／月 222,000円／年	1 任期あたり 約163～197万円 → 約 242～325 万円
	訓練招集手当	10,400～14,200円／日 312,000円～426,000円／年	17,100～26,300円／日 513,000円～789,000円／年	
	勤続報奨金	120,000円／3年 40,000円／年	215,000円／3年 約71,700円／年	1 年あたり 約54～66万円 → 約 81～108 万円
進学支援給付金	予備自衛官	48,000円／年	356,000円（上限）／年	
	即応予備自衛官	291,000円／年	535,800円（上限）／年	

女性活躍の推進、仕事と育児等の両立

- 女性自衛官の積極的な採用・登用に取り組んでおり、令和12年度までに12%まで増加させる計画
※ 全自衛官に占める女性割合：8.9%（令和5年度）
- 女性自衛官の活躍を確実なものとするため、教育・生活・勤務環境などの基盤整備を推進
- また、託児事業の充実など自衛官が育児等との両立に不安を抱くことなく、任務に専念できる環境の整備を推進

女性活躍のための基盤整備

○ 女性活躍推進関連予算を重点的に確保



【主な取組】

- 隊舎・庁舎の女性用区画の整備
- 女性用トイレや浴場等の整備
- 潜水艦の女性用区画の整備
- 制服の整備
- 生理用品の整備（R6新規）
- 艦艇サニタリーボックスの整備（R7概算要求中）



生理用品の設置例



サニタリーボックス

託児事業の充実

【庁内託児施設】

- 全国8箇所に庁内託児施設を設置済み
- 今後、隊員のニーズの把握や地域との連携を図りつつ、駐屯地内だけではなく宿舎が所在する地区も視野に整備



【三宿駐屯地（陸自）】



【横須賀地区（海自）】

【臨時託児（シッターサービスの活用）の試行】

- 託児施設の通常保育の時間外にあたる早朝・夜間、休日に特別勤務等に従事する隊員が安心して職務に邁進するための一時預かりの場として、自衛隊施設内においてシッターサービスを活用した臨時託児の試行を実施

※R6は守山駐屯地（陸自）、横須賀地区（海自）、那覇基地（空自）の3箇所において6ヵ月程度試行

R7は、引き続き6箇所（予定）で、通年の試行を実施予定

若年定年退職者給付金の給付水準の在り方

- 現在、一般の公務員より若くして退職を余儀なくされる自衛官に対しては、若年定年制から生ずる不利益を補うため、若年定年退職者給付金を政策的に給付している。
- 再就職先の拡充及び再就職賃金の充実を図りつつ、**自衛官が将来の不安を払しょくできる退職後の収入を確保**するため、部外の専門家によるご意見をいただきつつ、**令和8年度から施行することを目指し、若年定年退職者給付金の給付水準を引き上げること**を検討する。

「若年定年時～65歳までの一般職と自衛官の所得水準のイメージ」

凡例	
	: 公務員としての給与（年額）
	: 再就職賃金（年額）
	: 若年定年退職者給付金（年額）

